

府中市制70周年記念市勢要覧作成委託業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、府中市制70周年記念市勢要覧作成委託業務（以下「本業務」という。）を委託するための公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものである。

本業務は、府中市が有する自然、歴史、文化等の状況や、市勢及び現況をビジュアル的にわかりやすく紹介し、市内外に本市の魅力を広く発信するとともに、本市への理解を深めてもらうことを目的に「府中市制70周年記念市勢要覧（以下「市勢要覧」という。）」をリニューアルする。

本業務の受託者の選定にあたっては、幅広い事業者の中から実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を総合的に判断し、最適な受託者を決定するため、公募型プロポーザル方式を採用する。

2 業務概要

(1) 業務名

府中市制70周年記念市勢要覧作成委託業務

(2) 業務内容

府中市制70周年記念市勢要覧作成委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）にて記載

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月1日までとする。

なお、令和6年3月下旬に市制70周年記念式典を開催予定であり、その際に本業務の成果品の活用を想定している。

(4) 予算額

3,388,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 業務実施上の条件

- (1) 参加申込書の提出日時点において、府中市入札参加資格者名簿（指名業者登録名簿）に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 府中市の指名停止基準に基づく指名停止を、本プロポーザル募集公告の日から業者決定までの間において受けていないこと。

- (4) 府中市暴力団排除条例(平成24年3月14日条例第2号)に定める暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

4 実施スケジュール(案)

実施期間	実施内容
令和5年7月27日(木)	公告
令和5年7月27日(木) ～8月3日(木)	質問書の受付期間
令和5年8月7日(月)	質問書への回答期限
令和5年8月10日(木)	参加申込書の受付期限
令和5年8月29日(火)	提案書・応募書類の提出期限
令和5年8月31日(木) 予定	審査会の開催(ヒアリング)
令和5年9月6日(水)	選定結果の通知及び公表
以後予定	委託契約の締結

5 質問

(1) 受付方法

質問は、質問書(様式第1号)により電子メールにて受け付ける。

メールアドレス：koho-fuchu@city.fuchu.hiroshima.jp

メール送信後、府中市総務部政策企画課秘書広報係(電話：0847-43-7194)へ連絡すること。

(2) 受付期間

令和5年7月27日(木)～8月3日(木) 17時まで

(3) 回答方法

令和5年8月7日(月)までに、適宜府中市ホームページに掲載する。

※回答内容は、本実施要領の追加又は修正とみなす。

6 参加申込

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加申込書(様式第2号) … 1部提出

イ 業務実績調書(様式第3号) … 9部提出

ウ 様式第3号に記載した実績の契約書の写し… 1部提出

(2) 提出場所

〒726-8601 広島県府中市府川町315番地

府中市総務部政策企画課秘書広報係(担当 瀬川、柿原)

電話：0847-43-7194、FAX：0847-46-3450

(3) 提出期限及び方法

令和5年8月10日(木)までに持参(開庁日の8時30分から17時まで)又は郵送(提出期限までに必着)により提出すること。

7 提案書等作成

(1) 提出書類

ア 企画提案書(表紙は様式第4号、以降はA4版任意様式)

… 社名記載あり 1部提出

… 社名記載なし 8部提出

① 提案書の内容については、市勢要覧のコンセプトをはじめ、全体の構成やページ割付、表紙デザイン、内部ページデザイン、提案内容を実現するにあたっての取材・撮影方法など、具体的な提案を行うこと。

なお、各ページの本文は「〇〇…」等のダミー文章でもよい。

② ①のうち内部ページデザインについては、第5次府中市総合計画において、「府中の特性(強み)」として挙げている事項(本編21ページ～23ページ)のうち、次の2テーマを例として提案すること。

・テーマ1 『産業が集積する「ものづくり都市」』

・テーマ2 『子育て・教育のまち』

③ カラー印刷可、使用するフォントは提案者の任意とし、提出できる提案内容は1点のみとする。

④ 市の将来像である「しあわせ実感!“力強さ”と“やさしさ”のある未来を創造するまち府中市」の実現に向けた第5次府中市総合計画を基本として、市が有するものづくり産業、教育・子育ての取組、歴史的な町並み等をはじめとした市の特徴や強みを市内外に広くアピールするデザイン及び内容とすること。

⑤ 社名、代表者名、ロゴなど、提案者名を連想させる事項は記載しないこと。

⑥ 市勢要覧(平成24年発行、平成17年発行)、第5次府中市総合計画、観光パンフレット等を資料として提供するので、希望する者は申し出ること。この場合において、当該資料の写真等を引用することができ

る。

- イ 業務実施体制（様式第5号） … 9部提出
- ウ 業務工程表（任意様式）A3横・片面1枚 … 9部提出
仕様書に基づき、想定されるスケジュールを記載すること。
- エ 業務参考見積書（任意様式） … 9部提出
仕様書の業務内容や提案書の内容に応じた見積内訳を添付すること。

(2) 提出場所

6 参加申込の(2) 提出場所に同じ（府中市総務部政策企画課秘書広報係）

(3) 提出期限及び方法

令和5年8月29日（火）までに持参（開庁日の8時30分から17時まで）又は郵送（提出期限までに必着）により提出すること。

(4) 提出部数

(1)のア～エについて、それぞれ9部提出。なお資料には書類名を記載したインデックスラベルを貼り、昇順に並べて提出すること。

8 プレゼンテーション

(1) 実施日時

令和5年8月31日（木）を予定。時間や場所等の詳細は別途通知する。

(2) 出席者

出席者は3名以内とし、原則当該業務に従事する予定の者が出席すること。

(3) 実施方法

ア 提案者毎に実施し、1提案者につき30分以内（説明20分、質疑10分）とする。

イ 説明には提出された企画提案書に記述されている提案のみを使用し、追加資料の配付、動画などの映像による説明は不可とする。パワーポイント等のプレゼンテーションソフトを用いた説明は可とし、その際、市が用意する大型モニターを利用することができる（HDMI接続）。

ウ 企業名等の提案者を特定できる内容（挨拶、業者名やロゴの表示等）を含むプレゼンテーションは行わないこと。

エ 実施方法及びプロポーザル関係書類の内容に反する場合は、減点又は失格となる場合がある。

9 評価項目及び評価基準、配点

別紙「提案書評価基準」による。

10 最優秀提案者の特定

(1) 最優秀提案者の特定

ア 別に定める「府中市制70周年記念市勢要覧作成委託業務業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」における審査により、得点の総計が最も高い提案をした者を最優秀提案者、次点の者を優秀提案者としてそれぞれ特定する。

イ 得点の総計が最も高い提案をした者が2者以上いる場合には、選定委員会で協議の上、最優秀提案者を特定する。

ウ 選定委員会が一定の評価に達した者がいないと判断した場合は、適格者なしとすることがある。

(2) 選定結果の通知・公表

ア 選定結果は、後日、応募者全員にメール又は文書で通知するとともに、最優秀提案者を府中市ホームページで公表する。

イ 各評価点及び順位は公表しない。

ウ 審査・選定結果に関する問い合わせには一切応じない。

エ 応募者は、審査内容及び審査結果に対する異議申立、選定の経緯を個別に問い合わせることはできない。

11 契約の締結

(1) 選定委員会において特定された最優秀提案者を優先交渉権者とし、業務仕様及び契約の詳細を協議の上、予算額の範囲内において契約を締結する。

(2) 最優秀提案者に特定された者が契約を辞退した場合又は失格に該当することが判明した場合は、次点の優秀提案者と契約交渉を行う。

12 失格要件

次のいずれかに該当する場合は、提案者の資格を取り消すものとする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(2) 審査の公平性を害する行為があった場合

(3) 参加資格要件を満たさなくなった場合

(4) 提案書が定められた提出方法、提出先、期限に適合しない場合

13 その他

(1) 本プロポーザルに参加する者は、実施要領等の内容及び決定内容について、不明、錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(2) 本プロポーザル参加に係る費用は、提案者の負担とする。

- (3) 提出期限終了後は、市の同意なく提出書類の記載内容の修正・追加をすることを認めない。ただし、審査に必要と認められる場合は、市から資料の追加提出を求めることがある。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類はこのプロポーザルの目的以外には使用しない。
- (6) 提出書類は最優秀提案者の特定を行う作業に必要な範囲で複製することがある。
- (7) 提出書類は府中市情報公開条例（平成11年府中市条例第16号）に基づき公開する場合がある。
- (8) 提案者が提供した従業員等の個人情報、このプロポーザルの実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。
- (9) 個人情報の取扱いは、府中市個人情報保護条例（平成7年府中市条例第17号）により行う。
- (10) 本プロポーザルの提出書類に記載した配置予定技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、本市の了解を得た上で変更することができる。
- (11) 本プロポーザルを途中で辞退する場合は、その旨を記載した書面を提出すること。

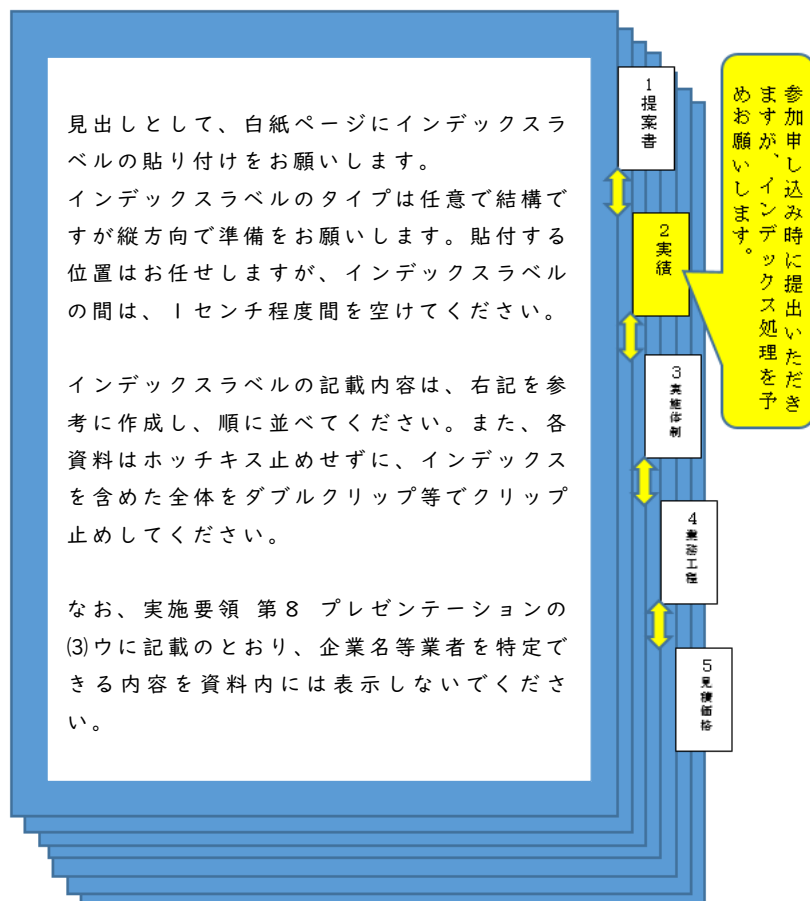
14 提出書類等の一覧

※は必要に応じて提出すること。

様式	部数
参加申込受付期間に使用するもの	
様式第1号 質問書	1部※
様式第2号 参加申込書	1部
様式第3号 業務実績調書（実績の契約書等の写しを同数添付）	9部
参加申込以降に使用するもの	
様式第4号 企画提案書表紙	9部
提案書（任意様式）A4縦・片面15枚以内、表紙除く	9部
様式第5号 業務実施体制	9部
業務工程表（任意様式）A3横・片面1枚	9部
業務参考見積書（任意様式）	9部
様式第6号 参加辞退届（受託候補者や契約を辞退する場合）	1部※

【プレゼンテーション時に使用する「提案書等」は下記の綴じ方を参考にしてください】

※綴じ方のうち、業務実績調書は参加申込時に提出いただいているものですが、他の提案書等と一緒に綴じますので、同じくインデックスラベルをご準備ください。



15 問い合わせ先

〒726-8601 広島県府中市府川町3 1 5 番地

府中市総務部政策企画課秘書広報係(担当 瀬川、柿原)

電話：0847-43-7194、FAX：0847-46-3450

メールアドレス：koho-fuchu@city.fuchu.hiroshima.jp